

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第十四卷 第五號

昭和二十二年十一月一日發行

## 論叢

稅制整理の基調

經濟學博士

沙見三郎

失業と勞銀

文學博士

高田保馬

『民約論』に於ける共同體思想

經濟學博士

石川興二

## 時論

時局と水産業

經濟學博士

蜷川虎三

## 研究

ルーテルの「職業」について

經濟學士

澤崎堅造

チュルゴの租稅論

經濟學士

島恭彦

エツヂワースと誤差の問題

經濟學士

馬場吉行

## 說苑

一歐人の日本工業觀

經濟學士

大塚一朗

チウネン圈の數學的説明

經濟學士

山岡亮一

資本移動と景氣變動の問題

經濟學士

松井清

カレツキ景氣循環論

經濟學士

飯田藤次

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

# 『民約論』に於ける共同體思想

石川 興 二

中世より現代への變革は、權力社會より利益社會への變革であつた。今やこの利益社會は共同社會へ變革されなければならぬのである。このことは既に屢々述べたところである。

かくて共同體的變革と云ふことが現代的變革の共通問題であるが、而も嘗て中世より現代への市民社會的變革が各國の國情に即して異なる型を示めしたるが如く、現代の共同體的變革もまた各國によつて異なる型に於てとげられなければならない。故に現代日本の變革を指導すべきところの思想は、共同體的變革の原理を更に我國の國情に即して特殊化したるものでなければならないのである。

かくの如き共同體的變革思想を確立せんとせば、我國に於ける共同體的變革思想を明にするのみならず、更に他國に於ける共同體的變革思想を明にし、これを比較研究することを要するのである。

西洋に於ける共同體的變革思想は、古代に於てはアリストテレスに於て典型的な表現が見られるが、近世に於ては先づルソオに於て見られるのである。J. J. Rousseau ルソオの名著 *Contrat Social ou principes du droit*

『民約論』に於ける共同體思想

第四十五卷

六二五

第五號

三三

- 1) 拙稿『現代變革期に於ける日本國民經濟學の意義』本誌七月號參照。
- 2) 同第四六頁參照。
- 3) 拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』第二編參照。

Politique 『社會契約』又は『民約論』は、今日まで佛蘭西革命との關係に於て主として、中世的社會の現代的社會への變革思想として考察されたのであるが、それは、市民社會の意識よりこれを見たが故である。然るに我々は今やこの市民社會より共同社會への變革期に立つて居るのであつて、この共同體への變革意識に立つて『民約論』を見るならば、『民約論』に於ける變革思想の本質が本來共同體的變革思想にあつたことが明にされるのである。本論文の意圖するところのものは即ちこゝに存するのである。

## 二

ルソオの『民約論』はそれ自身純理的抽象的な著作である。而もそれは彼の廣い豊富な體驗の結晶であつたのである。この彼の體驗は彼自らが「私は五六歳頃までの事は覚えてゐない。……それ以後の自分のことは切目無しに覚えて居る」と云ふてゐる様に、晩年に至るまで生き生きと彼の生の中に保たれて居たのであつて、有名な彼の Les Confessions 『懺悔錄』は彼自らの體驗を書き綴つたものである。かくて『民約論』を具體的根本的に理解せんとすれば、これを『懺悔錄』との聯關に於てなさねばならぬのである。かくてこゝに先づ、『民約論』を成立せしむるに至れる彼の性格と體驗とを一應明にして置くことを要する。

彼は一七二二年自由共和國ジュネヱヴに於て、共に熱情的な性格を有した父母の子として、時計師の家庭に生れた。彼の母は彼を生んで死んだのであるが、而もこの母なき家庭に於て父と小母との愛により幸福な生活の中に生ひ立つた。生來熱情的な敏感な彼はこの家庭の感化の中に終生を貫く性格を形成しつゝあつた。彼は父との讀書の感化力について次の如くに述べて居る。「この楽しい讀書とその度の父話樞の<sup>1)</sup>マとから、羈絆と屈從とに

1) 邦譯、平林初之輔譯、ルソオ著民約論(岩波文庫)

2) Rousseau, Les Confessions, 1712年—1719年の項(邦譯、石川戲庵譯、ルソオ著、『懺悔錄』岩波文庫)。

我慢の出來な。自由な共和的精神、不可屈な高慢な性格が出來上つて了つた。この精神、この性格が、それらを發揮するに最も不適當な境遇にゐた私を終生苦しめ抜いたのである。ローマやアテネのことにみに氣を取られ、謂はばそれらの偉人たちと共に生存し、自身は一共和國の公民と生れ、祖國の愛が最強の熱情であつた父子と生れた私は、手本に見倣つてそれに心を燃え立たせた。私は自分をギリシヤ人かローマ人かのやうに思ひ倣した。自分の讀んだ史傳中の人物になりすましてゐた。自分の感激した不屈勇敢の事蹟の暗誦に、私の眼は輝いて聲は張つた。<sup>1)</sup>

かくて生來熱情的な彼の性格は、既に幼少にして強き人間愛、束縛に對する激昂、優れたるものに對する強き感激として形成されて行つたのであるが、この根本的な性格はその變化に富んだ生涯を通して愈々強く形成されて行つたのである。

彼は一度徒弟生活に入つて親方の虐待に激昂し、既に十餘歳の幼年を以て流浪の生活に入り食ふにさえ窮するに至り、ヴァラン夫人の愛に救はれて幸福なる家庭生活の中に諸種の教養に積み、遂に巴里に至つて上流社會に出入し一流の名士學者と交友し、やがて次第に自ら名を爲すに至つてこれ等の人々の黨派的壓迫の下に強く苦惱に沈み、而もこの苦惱と戰ふて敢然として自主獨立の道に進むに至つた。『民約論』はこの境地に於て完成したのである。

かく彼の生涯を通して彼の性格の根底をなす熱情的な人間愛は、強者の不法なる壓迫に對する激昂となつて現れ、そしてより高きものを求める努力となつて現れたのであるが、彼の創造力もまたこの彼の性格に基礎付られ

1) 同書、1719—1723年の項。

て居る。彼は自己の創造力の特色を次の如くに述べて居る。「奇妙にも私の想像の一番快く活動するのは境遇の一番快からぬ時であり、その反對に、私の周圍の物が微笑して居る時ほど、私の想像の微笑しない時はない。私の執拗な頭は事物に追隨することが出来ない。又修飾することが出来ない。創造することを望むのである。現實の事物は精々その有る通りにしか描かれぬ。修飾の出来るのは想像中の事物に限る。春を描かうとすれば、私は冬に居なくてはならない。麗しい風景を述べようとすれば、壁の中に居なくてはならない。幾度も人々に話した通り、若し私がバステイユに禁錮されたら、その時こそ自由の姿を描き出すであらう。<sup>1)</sup>」彼の『民約論』なるものは正に、冬の中にあつて描れたる春であつた。

彼は既に當時佛蘭西革命にまで發展すべきものを豫測して居たのであつてこの革命の前兆を次の如く述べて居る。「議員の手紙<sup>2)</sup>には、私は些とも驚かなかつた。綱紀の頹敗から近く佛蘭西が崩壊しさうだといふことを、彼のみでなく他の人々と共に私も考へて居たからである。一には當局の失態から招いた不幸な戦争の慘禍、甚だしい財政の紊亂、公然の鬭争状態に在る二三の大臣の間に此時まで分割されて居た行政權の絶へざる争奪——彼等は互に害し合はんが爲にこの王國を破壊してゐるのだ——人民とあらゆる階級とを蔽ふ不平、絶えず有能の士を斥けて自己に阿るものを登庸する強情な婦人の頑冥。これ等の事は孰れも、かの議員の先見を、議員ばかりでない一般公衆や私の先見を證明しないものはなかつた。此の先見から、將に王國を襲はんとして居る動亂の起らない前に、私自身が國外に隠れ家を求めなくていゝものかと、時々考へ廻しさへした。」と述べて居る。また「現在の國情では、大機關が程なく倒壊しさうだ<sup>4)</sup>」と云ふてゐる。

1) 同書、1732年の項。

2) 1761年の秋の末に巴里高等法院の一議員から來た手紙。「現在の國情に満足が出来ず、且此の前途が氣遣はれるから、家族諸共隠れて了ふために隠れ家をジュネエブにしようか、瑞西の内にならうか」との相談であつた。

3) ポンバヅウル夫人を意味する。

4) 同書、1781年の項。(付點筆者、以下同じ)

即ち彼自らは多くの人々の壓迫の中に深く悩み、外には諸種の黨派的の争が激しく、不安なる世相にあつた當時の巴里に於て、彼の性格は正しき且つ確乎たる理想社會を求めざるを得なかつた。かくてこの課題は、彼の性格と深く内面的に結ばつた問題となつたのであつた。彼は「根柢に於いて一切の社會の秩序と關係のあるこの道徳、夫妻間の貞操問題の外に、私は社會的協同又は平和と云ふことをも、もつと内密な問題にしてゐた。」と述べ、また「私は一つの智的な世界に導かれた。私はこの世界の單純な高遠な組織を冷かに眺めてゐることが出来なかつた。やがて、その組織を研究して行く間に、吾々の碩學の思想の誤謬と愚昧、吾々の社會組織の壓制と悲惨ばかりが私の眼に入つた。私は愚な高慢な妄想から、是等すべての迷はしを一掃するのが自分の使命だと思ひ込んだ。」と述べてゐる。

この彼の性格と深く結ばつた内面的な課題は、アカデミーの懸賞論文となり Discours sur l'inegalité 『不平等論』となり Institutions politiques 『政治制度論』となり、この制度論の拔萃が遂に『民約論』となつて現れた。故に『民約論』の序言には「此小論文は、私が以前に、自分の力をも考へずに書き初めて、その後長い間そのまゝになつて居た、もつと浩漭な著述から拔萃したものである。…その中で最も重要なもので最も公表する價値のあるものだと思はれた部分である」と述べて居るのである。この制度論について彼は次の如くに述べて居る。「着手しかけてゐたいろんな原稿の中で、長い間考察し、特に興味をもつて従事し、生涯これにかゝつてゐても、いゝと思つて居り、且つこれこそ我が名譽を大成するものと自認してゐたのは『政治制度論』であつた。十三四年前、私がヴェネチヤにゐた時分<sup>1)</sup>あれば評判の高い其政府の缺陷に注目する機會を得て、始めて斯ういふ腹案

- 1) 同書、1757年の項。
- 2) 同書、1756年の項。
- 3) 懸賞論文の課題は「科學及び藝術の發達は道徳を頹廢せしめしや、將た強化せしめしや」。
- 4) ヴェネチヤ駐紮佛國大使の下に書記官として滞在せし時分を云ふ。

が出来たのである。それから後道德を歴史的に研究することに依つて、私の視圈は甚だ擴がつて來た。私は、あらゆる物は根柢に於いて政治と交渉を持つと云ふこと、又如何なる態度に據るかを問はず、國民はその政體が限定するより以外の者であることが出来ない<sup>1)</sup>と云ふことを知つた。そこで、考へ得べき最善の政府とは何ぞと云ふ大問題を約言すると、次のやうなものだろうと思つた。「最も有徳な、最も見識ある最も聰明なつまり最も廣い意味でいふ最善な國民を造るに適當な政體とは如何なるものか。」<sup>1)</sup>

彼はこの課題の解決に對して「不平や不公平の痕は少しも見せず、専ら推理の全力を發揮しよう」と<sup>2)</sup>努めた。「私は問題が要求する丈のことを一切書き盡し得られるつもりだつた。」<sup>3)</sup>「私は出生によつて得た思想の權利を飽くまでも行使しようとした。」<sup>4)</sup>と述べて居る。

かくて『民約論』なるものは、熱情的な彼が當時の不安なる佛蘭西の世相の中にあつて、「あらゆるものはその根柢に於いて政治と交渉を持ち政治によつて決せられる」と考へ、「最も有徳な、最も見識ある最も聰明な、つまり最も廣い意味でいふ最善な國民を造るに適當な政體とは如何なるものか」と云ふ問題を大膽に徹底的に解決せんとしたところのものであると、云ふことが出来るのである。

### 三

以上に於て明なるが如く、『民約論』の研究課題は、理想的な國民社會を究明することである。彼は第一篇の冒頭に於て「私は社會組織の中に正當にして確乎たる *legitime et saine* 何等かの政治の原則があり得るものなるか否かを」研究すると述べて居る。而もこのことを「あるがまゝの人間 *les hommes tels qu'ils sont* をとり、あり

1) 2)、3)、4)、5) 同書、1756年の項。

得るまゝの法律 *les lois quelles peuvent être* をとりて、研究して見たい」と述べて居る。即ち現實の人間性の上に立脚して明にせんことを述べて居るのである。然るに彼は、人間性について義務と利益との一致と云ふことを根本的に重要であると考へた。このことを彼は懺悔録に於て次の如くに述べて居る。即ち彼は父との關係を反省して、「此反省は健全な心を維持する上に、少なからぬ功があつた。私は其の中から次のやうな大教訓を得た。恐らく實際上無二のものだろう。義務と利益との兩立出來ないやうな境遇に居るな、他人の不幸の間に自分の幸福を示すやうな境遇に居るな、と云ふことである。然うした境遇に居ては、縦しどれ程眞剣に道徳を愛してゐても、早晚氣附かない中に段々弱つて來て、心では正義善良を失はない積でゐても、事實上不義不善の人となる事は確だと云ふことである。この教訓は胸の底に深く刻み込まれ、少し後には一切の行爲にも適用された。……：惟ふに、これがまことの哲學、眞の人の心に適合する唯一の哲學である。私は毎日此哲學の眞に不易であることを思ひ知る一方である。そして是を色々に言ひ換へて、あらゆる後年の著作に使つた。」と述べて居る。かくて『民約論』第一篇冒頭に於ても前掲の語に引いて「此研究に於て私は、正義と利益とが離れ／＼なものになつてしまはないやうに、常に、法律の認めて許すところのものと、利益が命ずるところのものとを結びつけるやう努力するつもりである」と述べて居る。即ちその社會組織に於て全體の法が成員たる各人に求むるところのものと、この各人の眞の利益とが一致するところのものが「正當にして且つ確乎たる」ものである。彼はこれを根本基準として理想的な國民社會を求めんとしたのである。

この基準より、社會組織に於て正しき型と正しからざる型とが區別されたのである。即ち前者に於ては、法の

1) 同書、1728年—1731年の項、

命するところのものと成員の眞の利益とが一致するものであるが、後者に於てはこれが一致しないのである。

彼は正しからざる型を強者が暴力に基いて自己の利益の爲めに支配し、弱者がこれに隷屬して居る關係に於て見たのであつて、それは不正且不安定なるものである。即ちこの状態に於ては「人は支配者に對して何等の義務をももつてゐるのでない。たゞ強制されてゐる間だけ彼に服從してゐるに過ぎないのである。」<sup>1)</sup>かくてそこには何等相互を拘束すべき權利も義務もない。かゝる状態「それは aggregation 集合と云ひたければ言つてよいが、それは association 協同ではない。そこには公共財産 bien public もなく、政治體 corps politique もない。この人はよし世界の人間の半ばを奴隸にしても依然として一個人に過ぎない。この人の利益は他人の利益と別なものありて、常に私利に過ぎぬ。この人が死んでしまへば、彼の帝國は、統一を失つて、ばらばらになつたまゝである。それはまるで、樫の木の火が焼かれてしまい、腐朽して灰になると同様である。」<sup>2)</sup>かくの如き不正不安定なる状態を彼は當時の專制政治に於て深く體驗したのである。

これに對して彼は正しき社會の原型を家族に於て見た。即ち家族に於てはその全體を支配する法と、その成員たる各人の眞の利益とが一致して居ると考へた。この家族觀の下には彼の深い體驗がある。熱情的な彼はその生涯に於て生の最も深き充實と向上とを家庭に於ける共同生活に於て強く體驗したのである。それは彼の生れし父の家庭に於て、また彼が母性愛をそこに見出したヴァラン夫人との家庭生活に於て、また妻テレエズとの家庭生活に於てであつた。彼の父との生活については、曩に一言したところであるが、ヴァラン夫人との家庭的な生活については、次の如くに述べて居る「吾々を幸福ならしめ、死の外に亡し得るものゝない協同の中に生活した。」

1) Contrat Social. Livre I. Chap. IV. Classiques Garnier p. 242. (以下頁数は Garnier 版による)

2) Livre I. Chap. V. p. 242

「人生の楽しい感情は、人が相互に一方に與へられてゐると感ずる時の心持である」「これ程完全な結合を *société* 社會と呼ぶならば、その自由で楽しい社會の魅力をも味はつた。」即ち彼はこゝに完全なる共同生活の中に於て諸種の教養を積み眞の人間愛に於て高められたことを詳に述べて居る。エレエズとの家庭生活については「私がテレエズと結び附いた日は、とりも直さず私が道德的なものとなつた日だつたと始終考へて居た」と述べて居る。かくて彼は家庭の共同生活に於て眞に恒久的な人間愛の世界を體驗し、また智能的道德的な向上を體驗したのである。彼はかくの如き完全な共同生活を *société* と呼んで居る。彼はこの家庭に於ける共同生活の體驗に基いて理想的なる國民社會としての *société politique* 「政治的社會」を考へたのである。かくて、家族なるものを *le premier modèle des sociétés politique* 「政治的社會の最初の型」として居る。而してこの「政治的社會」をまた *corps politique* 「政治體」又は *la communauté* 「共同體」と呼んで居る。それは國民としての共同體であるが故にこれを國民共同體と呼ぶことが出来る。これと區別して、家族なるものは、家族共同體と呼ぶことが出来るであらう。而してこの國民としての共同體を明にすることが即ち『民約論』の課題である。

『民約論』第一篇に於ては、理想的な國民社會の成立が考察されるのであるが、彼は「第一篇の要旨」<sup>1)</sup>を述べるに當り「人間は生れたときは自由である。然るに人間は至るところ鐵鎖につながれて居る。……然らばこれを正當なるものとなし得るものは何か？、この間になら私は答へることができると信ずる」と述べて居る。こゝに前述せし三つの社會が發展的聯關に於かれ理想的な國民社會の實現が考察されて居るのであつて、第一は人間の原始狀態としての家族社會であり、第二は人間の現狀としての强者の支配する社會であり、第三はこの現狀を正

1) 同書、I. I. Subjet de ce premier livre

すものとしての國民共同體である。これに相應して第一篇は三段に分たれ得る。

先づ「最初の社會」の冒頭に於て「凡ゆる社會の中で最も古く且つ唯一の自然な社會は家庭と云ふ社會である」と述べて居る。こゝに於ける人々に「共通な自由」は「人間の本性から生ずる」ところの自己の生命の保存の念慮である。かく共同體に於ける共通な自由が常に人間の本性から生ずる、「人間の本分」として考へられることは重要である。而して「人民にしても子供にしても生れた時は平等で且つ自由である」また「戰爭狀態は單なる人間同志の關係からは生じ得ないものであり、事物の關係からのみ生ずるものであるから、個人戰爭即ち人と人との争は、恒産のない自然的狀態に於ても存在しないし、凡てのものが法律の支配の下にある社會的狀態に於ても存在しないのである」<sup>2)</sup>即ち人と人との争は原始社會なる家族共同體にもまた社會的狀態即ち國民共同體にも存しない。かく彼は家族なるものに於て人類の原始社會を考へ、理想社會の原型を見た。

彼はこの自由平等なる原始狀態が破れる時そこに、暴力に基く強者の支配と弱者の隸屬との狀態が來ると考へたのである。而してこの狀態の代表的なるものを封建制度に於て見たのである。即ち「私闘の如きは封建政治の惡習である。この封建制度そのものが、抑も、自然權の諸原則に反し、凡ゆる善政に反した、此上もない不合理な制度なのである」<sup>3)</sup>と述べて居る。かくてまた彼はこの封建政治をもつて「人間を墮落せしめ、人間の名を汚した、不法にして不合理なる封建政治」<sup>4)</sup>として居る。

かくて原始的には自由平等であつた人間が、現在は不自由不平等な狀態にあるのであるが、この不平等不自由なる專制狀態を自由平等の狀態に變へることは、自然的に出來ることではなく、人爲によつてなされねばならん

1) I. II. Des premières société

2)、3) I. IV. p. 240.

4) III. XV. p. 302.

のである。故に、それは自然必然的な發展の問題ではなく、人爲による實踐問題となるのである。彼は次の如くに述べて居る。「社會組織といふものは神聖不可侵な法 *droit sacré* であつて、この法が、他の一切の法の基礎となつてゐるのである。とは言へ此法は決して自然から生ずるものではないから、規約の上に築かれてゐるものでなければならぬ。」こゝに社會組織と云へるものは國民共同體である。而してこゝに規約と云へるは「社會契約」 *Contrat social* であつて、彼はこの國民共同體の實現の手續を社會契約に於て考へるのである。

かくて次にこの社會契約による共同體の實現について考察しなければならぬのである。

#### 四

自然の狀態が不平等不自由となつてくるならば遂に、「人類はその生活狀態を變へなければ滅亡してしまふことになる。」<sup>1)</sup>「然るに、人間は新しい力を生み出すことはできるものではなく、たゞ既に有する力を結合しこれを統制することしか出来ないのだから、自己を保持するためには、力を合一して總和となし、これによつて抵抗に打ち勝つより他に道はない。この合成力を一つの原動力によつて動かし、全體をこれに協力せしめるより他にはないのである。」<sup>2)</sup>かくて、合成力又は共同力 *la force commune* なるものゝ支配が必要となるのであるが、この全體的なる力の支配がその成員の自由と調和することが共同體の成立にとつて根本的に必要なのである。この全體との調和の根本問題をルオソは、社會契約なるものによつて解決せんとするのである。即ち「個々人の聯合の共同力の全體をもつて、各個人の生命財産を防護し各個人は全體に結合して居るが、矢張り自己にしか服従せず以前と同様に自由であるやうな一の聯合形態を發見すること、これが社會契約によつて解決せらるべき根本問

題である。<sup>1)</sup>この契約の「諸條項は、正しく解すれば、全く一つの條項に歸してしまふ。即ち、團體内の各人はその有する一切の權利と共に、自己を全共同體 *la communauté* に譲り渡すと云ふことである。」この社會契約を要約すれば「吾々は各々その身體と力とを、共通に、一般意志 *volonté générale* の最高指導下にゆだね、そして改めてもう一度吾々全體が各人を全體の不可分の部分として受け入れるのである。」<sup>2)</sup>即ち社會契約なるものによつて社會的客觀的な力としての一般意志 *volonté générale* なるものが成立し、各人はこれに服従するのである。かくてこゝに全體と個體との一致があるのであつて、こゝに共同體なるものが成立することとなるのである。

「そこで、契約者個々の代りに、この聯合の行爲から、集會が有する投票權と同數の、團員によつて組成された精神的にして且つ集合的な一體 *Un corps moral et collectif* が生れる。此の團體は、この行爲からその統一とその共同我とその生命とその意志とを受ける。かくの如く、他の團體員全部との合體によつてつくられたこの公人 *personne publique* は……政治體 *corps politique* と稱せられ、團體内の各員は、これを受動的には國家 *Etat* と云ひ、能動的には主權者 *soverein* と呼び、それを他の同様の團體と比較する時には國 *puissance* と云ふ。また此の團體員は、集合的には人民 *peuple* といひ、個々人の場合には、主權に參與する時には市民 *citoyens* と云ひ、國家の法律に服従する時には臣民 *subjects* と言ふ。」

かくて、こゝに國民共同體が成立するのであるが、この共同體の根本原理をなすところのものは、一般意志 *volonté générale* である。故にこゝにこのもの性質を一應明にして置くことを要する。

ルオソの一般意志と云へるものは、共同體の總員の人間の本性から生ずるところの人間の本分としての共通利

1) I. VI. p. 243.

2) I. VI. p. 244.

益を重んずる客観的な共同意志である。かくてそれは、國家主義者(例へばヘーゲル)に於ける形而上的な國家意志と異なると共にそれは、個人主義者の社會的總意なるものとも異なる。このことはルオソがこの一般意志なるものを「全體の意志」なるものと區別せし、次の語に於て特に明にされる。即ち「La volonté général 一般意志は共同の利益、l'intérêt commun しか眼中に置かぬが、la volonté de tous 全體の意志は l'intérêt privé 私利を眼中に置くものであつて、une somme de volontés particulières 特殊な意志の總和に過ぎないのである」<sup>1)</sup>と述べて居る。個人主義社會の所謂總意なるものはこの「全體の意志」に外ならないものであつて、この社會はこの意志の上に基礎づけられて居る。然るに一般意志の重んずる共同の利益なるものは、成員たる人々の人間としての本質に基くところのものであり従つて物質的利益の特殊的排他的なものと異なり本質上共通的公共的なものである。

かくて各人に於けるこの利己心と一般意志とは矛盾し得るのである。共同體なるものはその成員の一般意志に於て確立してゐるものなるが故に、その一般意志の動搖と共に動搖せざるを得ないのであつて、共同體確立の爲めには各人に於て一般意志を確立すると云ふことが根本的に必要となるのである。曰く「實際各個人は、市民として、彼がもつてゐる一般意志に反した又はそれと同化しない特殊の意志を、人間としては持ち得るのである。即ちその人の個人の利益と公共の利益とが全くちがふことがあり得る。……そこでこの社會契約を無益な規定たらしめないために、この契約は、一般意志に服従することを拒む者は、團體の力でこれに服従することを強制されるといふ約束を暗々裡に含んでゐるのである。……これは、自由になることを強制されると云ふ意味に外ならぬのである。」<sup>4)</sup>こゝに自由と云はるゝものは個人主義社會に於けるが如く、利己心追求の自由とは全く異なる

1) p. 252. II. III. p. 252.  
2) 拙稿『經濟本質論』本誌第三十七卷第六號參照  
3) une volonté particulière  
4) I. VII. p. 246.

ものであつて、人間としての能力の遺憾なき發揮を意味するのである。このことは共同體に於ける「社會狀態」に關する次の語に於て更に明にされる。

「此の、自然狀態から社會狀態への推移は、極めて著しい變化を人間に與へる。從來人間の行爲を支配してゐた本能を正義に代へ、人間の行爲にこれまで無かつた道德的意味を與へる。……その時まで自分のことだけしか注意しなかつた人間は、他の原則に基いて行動しなければならなくなつたことに氣づき、自己の欲求に聽從する前に、自己の理性に相談しなければならなくなつたことに氣づく。……彼の技術は習練され發達し、彼の思想は廣くなり、彼の意見は高尚になり彼の精神全體が高められるから、此新しい條件の濫用が、屢々以前の自然狀態以下に彼を墮落させることさへなければ、彼は、永久に彼を自然狀態から離脱させ、無智蒙昧な野獸を理智的生物即ち人間とした此の幸福な瞬間を絶へず祝福せねばなるまい。」「社會的狀態のたまものとして、上述のほか、道德的自由を附加することもできる。この道德的自由こそ、人間を眞に自己の主人たらしむる。唯一のものである。何となれば、單なる肉體的欲望にはしるのは奴隸的屈從であり、吾々が自分でつくつた法律に従ふのは自由だからである。」<sup>2)</sup>かくの如く人間が自然的な生活より高められ人間としての生活を享けると云ふことが、一般意志の意圖する共同の利益の究極的意義である。故にこの一般意志に基いて成立つ國民共同體の狀態に於てはじめて、人間が人間となり得るのであつて、これがルオソの云ふ眞の自由の意味である。原始家族共同體に於ては身體的生命の保存が念慮されたか國民共同體に於ては更に精神的生命が考慮される。かくて國民共同體なるものは、人々がそこに於てはじめて人間としての本質的自由を發揮し得るところのものであつて、それは單なる權力

社會でも、また單なる利益社會でもなく、全體の權力と各人の眞の利益とが一致する共同社會である。

我々は進んでこの共同體の成立が財産關係に及ぼす影響を明にしなければならぬのであるが、ルオソはこのことを第一篇の最後の章である「土地所有權」に於て明にして居る。

「共同體の各員は、共同體が構成される時に、現在あるがまゝの自己、即ち彼自身及び彼の力並にその一部分たる彼の財産をもひつくるめて、之を共同體 *la communauté* に譲り渡すのである。」「國家はその構成員に對しては、社會契約によつて、彼等の一切の財産の所有者である。」「此譲り渡しに於て、變つた點は、共同體が個人から財産を受領するのは、共同體が個人の財産を剝奪するのではなくて、却つて個人の財産所有權を合法的にし、強奪を變じて眞の權利とし、享有を變じて所有とすると云ふ點である。そこで、所有者は、公共財産の保管者 *dépôtaires due bien public* と見做され、その權利は國家の全員から尊重される。」更に曰く「各個人が自己の土地に對して有する權利は、常に共同體が全體の土地に對して有する權利に從屬してゐるのである。それでは、社會の結合は不安定となり、主權の行爲には眞の威力が失はれてしまふ。」

この所有權の概念は、公共の利益と個人の利益との眞の一致を求むるところの共同體の原理に相應するところのものである。

最後にルオソは「私は此篇を終るにのぞんで、凡ゆる社會組織の基本となるべき一つの注意をしておく。それは、この基本契約は、自然の平等を破壊するどころではなく、却つて自然が各人の間にこしらへた肉體的不平等に代ふるに、精神的、合法的平等を以てするものであり、各人は體力及び智力に於ては不平等であるかも知れぬ

が、契約と権利とによつて平等になると云ふことである」と述べて居る。然らば彼は財産についてこの平等問題を如何に考へたであらうか。彼は財産については不平等の大なることをもつて不可なりとしたのである。こゝには「社會的狀態は、社會の全員が幾らかの財産をもつており、澤山の財産をもち過ぎてゐるものがない時にのみ都合がよい」と述べて居るが、共同体の諸種の問題について同様に財産の大なる不平等を以て不可なりとして居ることは後に述べるが如くである。

## 五

以上第一篇に於て、共同体の成立についてこの根本的諸性質を明にしたルオソは、この共同体を土臺として第二篇以下に於て共同体の諸問題を究明にして居るのである。私は、これ等の論の中共同体の性質を明にするに特に必要な點のみについて述べることにする。

彼は第二篇に於て先づ共同体の主權について述べてゐる。曰く「國家設立の目的たる公共の福祉 le bien commun に従つて、國家の諸々の力を指導することの出来るものは一般意志のみである。」「主權とは一般意志の行使に外ならない。」のであつて、「國家の生命の本源は主權にある」のである。この一般意志なるものは既に述べたが如く、公共の利益を意圖するところの共同体總員の共同意志であるが故に、この總員の共同意志の行使としての主權なるものは他に譲り渡すこともまた分割することも出来ないものである。

この主權の働きあるものは立法權となつて現れるのであるが、次に法律について曰く、<sup>2)</sup>「法律は本來社會的團結の條件に外ならぬ」團結の條件を決定することは、團結して居る人々のなすべきことであるが、彼等はこれを完

1) II. I. Que la souveraineté est inaliénable

2) II. VI. De la loi

ふる爲めには、その指導者としての立法者を要する。この共同體の立法者なものゝ資格について述べて居るところは、共同體の性質を明にするに有意義である。曰く「苟くも國民に制度を與へようと企てるほどの人は、いはゞ人間の性質を變へることが出來ると云ふ確信のある人たるべきである。自ら完全にして獨立せる全體である各個人を、この個人に或意味に於てその生命と存在とを與へるところのより大なる全體の一部分に變へ、人間の組織を鞏固にするため人間の組織を變へ、吾々が自然から受けとつたまゝの個々獨立した肉體的なる存在に代ふるに、全體の部分としての精神的なる存在を以てすることができると云ふ確信のある人たるべきである。一言にして云へば、かゝる人は、人間からその本來の力を奪つて、人間がこれまでもつてゐなかつたところの力、他人の助力をかりなければ使用することのできない力を人間に與へる人でなければならぬ。この自然のまゝの力が死滅すればする程、新たに得た力は大きくなり、永續的となり、それと同時にその制度は益々鞏固となり完全となるのである。」<sup>1)</sup>こゝに立法者なるものゝ働に關聯して自然的狀態より國民共同體への向上の意味が極めて適切に述べられて居る。即ちそれは全く人間の質的變化であつて、ここに自然的な存在としての人間が、はじめて人間的存在に高められるのである。

次に法律なる云はゞ形相がそれに與へられるところ素材としての共同體の「人民」について述べて居るが、その主旨はアリストテレスがその理想社會たる國民共同體の論に於て人民並に國土の大きさについて述べたところと異ならなく。<sup>2)</sup>

次に「各種の立法組織」<sup>3)</sup>について曰く「各種の立法組織の目的たるべき最善のものは正確に云へば、それは自

1) II. VII. p. 261.  
2) 拙著、『精神科學的經濟學の基礎問題』第二一二頁以下参照。  
3) Contrat social. II. XI. Des divers systèmes de légistation

由と平等との二つの主要なものに歸することは明白だ。個人が少しでも國家に從屬すればそれだけ國家の力が殺れるから自由が必要であり、自由は平等なくしては存續しないから平等の必要があるのである。市民の自由とは何であるかと云ふことは既に述べた。平等については、この言葉は權力と富とが全く同じであることを意味するのではなく、權力は凡ゆる暴力の上に立ち、地位と法律に從つてのみ行使され、富は、如何なる市民も他人を買ふことができる程には裕福でなく、如何なる市民も自己を賣らねばならぬほどには貧しくないと云ふ意味なのである<sup>1)</sup>と述べて居る。こゝにも彼は財産の大なる不平等を以て、共同體に對して不可なりとして居るのである。

第三篇に於てルオソは政府を論じて居るのであるが、彼は政府なるものを共同體に基礎付け、共同體の一般意志を實行に移すところの機關であるとして居る。政府の「構成員は、主權者の單なる吏員として主權者から委任された權力を、主權者の名によつて行使して居るのである。」<sup>2)</sup>

次に彼は各種の政體を論じて居るが、アリストテレスの政體論に於けると同様爲政者の數により三つの政體を分つて居る<sup>3)</sup>。この中「政治を國民全體或は國民の大部分に委任する」*démocratie*<sup>4)</sup> 民主政治について、經濟的平等をその條件として曰く「奢侈が極めて少ないか或は全くないことが必要である。何となれば奢侈は富の結果であるか或は富を必要とするものである。故に奢侈は富者と貧者とを同時に腐敗させる。即ち富者は富をもつてゐるために腐敗し、貧者は富を欲しがる爲めに腐敗するのである。奢侈は祖國を柔弱と虚榮に賣り國家の市民を驅つて或者を他の者の奴隸とし一切の國民を偏見の奴隸とするものである。」と述べて居る。

次に「政治を小數者の手中に制限する」*aristocratie* 貴族政體<sup>5)</sup>について、曰く「最古の社會には貴族政治が行は

- 1) この語を現代市民社會について云へば 資本家と労働者の關係は正にこれに相當する。
- 2) III. I. p. 273.
- 3) 拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』第二〇三頁以下。
- 4) Contrat Social. III. IV De le démocratie
- 5) III. V. De l'aristocratie

れた、各家族の家長が自分等同志の間で公共の事務を討議した。若年者等は何等の苦情もなしに老練の人々の命に服した……北アメリカの野蠻人の間には今なほかやうな政治が行はれ、しかも大變よく治まつてゐる。けれども制度の不平等が自然の不平等に打勝つにつれて、富或は權力が年齢にとつて代つた。こゝに於て、貴族政治が、選舉制度を採用するやうになつた。遂に、權力が財産と共に父から子に相續されるやうになると、貴族の家庭が生じ世襲政治が出来た。…それ故に貴族政治には三通りの種類がある。自然的貴族政治と、選舉制貴族政治と世襲的貴族政治とがこれである。この中で、自然的貴族政治は素樸な國民にしか適しないし、世襲的貴族政治は凡ゆる政治の中で最悪なものである。選舉制貴族政治が最善のものであつて、本來の意味の貴族政治はこの選舉制貴族政治なのである。かくて共同體の最善なる政治形體は選舉制貴族政治である。この考察にあたり彼が人類の原始社會にまで遡つて考察せんとしこれを合理化せしものをもつて最善なものとせしことは現代の共同體論にとつても意義あるところである。但しルソオの當時にありては未だ人類の原始社會の研究は十分でなかつたのである。其後十九世紀の後半に至つてこの研究が盛となり、原始共同體の性質が明となるや共同體なる概念が重んぜられるに至り、原始共同體を現代の事實に即し合理的に再現せんとする共同體的變革の立場が重んぜられるに至つたのである。こゝにルソオが考慮を拂つてゐる北アメリカの野蠻人の生活狀態も、その一切がモルガンによつて詳細に研究され、古代原始社會理解の鍵となつたのである。ルソオがこれ等原始共同體の研究に先つて、既にかくの如き考察方法をなせしことは注意すべきである。

次に彼は共同體の崩解又は死滅と云ふことを、政府と主權との關係について考へて居る。曰く「政府が主權を

1) Morgan, Ancient Society. 1878.

僭奪すると同時に、社會契約は破壊され、普通の市民が悉く自然の自由 *liberté naturelle* に立ち返り、強制的に服従させられるとも、義務的には服従しなくなる。<sup>1)</sup> 即ちこゝに「自然の自由」への復歸と云へるは、強者が暴力的に支配する不平等なる自然状態への復歸である。

この共同體に於ける主權の維持<sup>2)</sup>についても彼は、古代社會を顧み、「國民の集會する」議會なるもの必要を強調してゐる。曰く「主權は立法以外には何の力もたないのであるから、法律を通じて以外には行動しない。而して法律は一般意志の正直正銘の行爲に他ならぬから、主權者は國民が集會して居る時の外は行動することが出来ない。國民が集會するなんて飛んでもない空想だと言ふ人があるだろう！、なるほど今日では空想である。けれども二千年前には空想でなかつた一體人間の性質は變つてしまつたのか？」<sup>3)</sup>「諸國の往時に遡ると、古代政府の大部分は……この種の會議をもつてゐたことが見出される。實際あつたことに基いて可能なることを推論するに間違ひはないと私は思ふ」と述べて居る。かくて共同體に於ては「國民の集會する」議會が重要なものであるが、我々も今日この問題を原始共同體にまで溯つて明にし得るのである。

かく「國民の集會する」ことを必要とするルソオは當然に「代議士」なるものを不可なりとするのであるがこの論<sup>3)</sup>の中に於て特に注意すべきことは、彼が、こゝには共同體の市民社會的墮落について述べていることである。曰く「公務の處理が市民の主要な仕事でなくなり、市民が自己の身を挺して公務に盡すよりも財囊をもつて公務に盡すのを誓ふやうになれば、國は既に衰亡の淵に瀕してゐるのである。……會議に出なければならぬ時に彼等は議員を任命して自分は我家に止まつて居る。怠惰と全財とのために、彼等は……代議士をこしらへて

1) III. X. p. 296

2) III. XII. Comment se maintient l'autorité souveraine.

3) III. XV De députés ou représentants

祖國を賣るやうになるのである。人間のつとめを金錢に代用させるやになつたのは、商賣と種々の職業との多忙貪婪な利得の追求、柔惰と安逸を好む風等のためである。「即ちかくて共同體の成員が金錢を重んじ怠惰を求むに至れば、その一般意志又は共同意志は衰へざるを得ないのである。従つてこの共同意志に立却せる共同體は衰亡せざるを得ないのである。

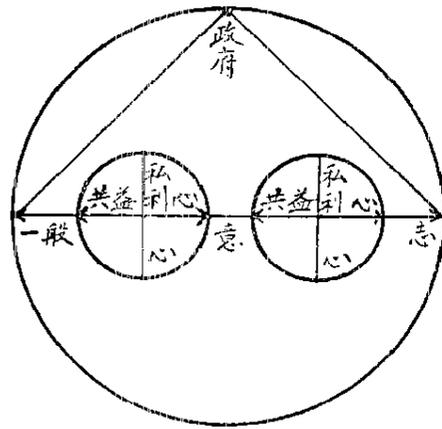
これに對し「國家の組織が良い程市民の心の中で私事よりも公事が重んぜられる。加之、私事は遙かに少ないのである。何となれば共同の幸福の總和が、個々人の幸福よりも多くの部分を提供するから、各人が個人的配慮によつて求めねばならぬ幸福は少なくなるからである」と述べて居るが、これ健全なる共同體に於ては、個人の眞の利益と共同體の公共の利益とか原理上一致して居るが故である。

彼はかくの如き健全なる共同體と、その利益社會的墮落とを第四篇のはじめに於て次の如く述べて居る。曰く「多數人が集會して、自ら一體と見做してゐる限りに於ては、此等の人々の意志は唯一であり、この唯一の意志は、共同の存立と全體の安寧とに關するものである。かゝる時には國家の凡ゆる方面の活動は活潑となり、且つ單純となり、その政綱は明白にして光彩陸離たるものとなる。」<sup>1)</sup>「けれども社會の結び目が弛みはじめて國家が衰頹の機運に向ひ、個人的利益が漸くのさばりはじめ、小社會が大社會を動かしはじめ、公共の利益は損はれその敵があらはれて來る。そうなると投票はもはや全員一致ではなくなり、一般意志は全般の意志ではなくなり、軋轢が生じ論争が生ずる。そしてどんな立派な意見でも争議を経なければ通過しなくなつて來る。最後に國家が滅亡の淵に瀕して幻影のやうな空虚な形骸をしか残さなくなり、凡ての人の心中で社會のきづなが破壊され、最も賤

1) IIII. I. Que la volonté générale est indestructible

2) p. 307.

共同體



志は常に不變あり純正無垢であつた、優勢な他の意志により壓倒されるまでである。」と述べて居る。

## 六

以上明にせし如くに、ルオソ『民約論』の課題は、理想的な國民社會を明にすることにあつたが、この理想社會はそれに於て全體の意志が、個體の眞の利益と一致するものとしての共同體として明にされた。この全體の意志は社會契約に於て成立つところの一般意志であつて、全成員の人間の本質的な共同の利益を意圖するものである。この一般意志 *volonté générale* が共同體の根本原理であつて、この一般意志の成立と共に國民共同體は成立し、この意志の確立してゐる限りこの共同體は確立し、この意志の衰亡と共にこの共同體は衰亡するのである。この共同體が主權者たる國家であり、この國家の意志が一般意志であり、その働は立法權である。而してこの立

1) 2) III. I. p. 308.

法權により定められたる法律を實行に移すものは政府である。(前頁の圖參照)政府の權力が一般意志より離れ自己目的となれば、この共同體は國家主義的權力社會に墮し、各個人の私利心が一般意志を壓迫するに至れば、この共同體は個人主義的利益社會に墮する。

ルオソが『民約論』に於て明にせしところはこの國民共同體の一般的原理である。が、「各種の立法組織」について、「あらゆる善良な立法制度を通じての一般的な目的は、地方の事情と住民の特性から生ずる關係によつて、各國によりそれぞれ修正されねばならぬ。而してこの關係にもとづいて各國民にそれぞれ最善の立法制度をあてがはねばならぬ」と云へが如く、この共同體の一般原則を各國の國情に即して特殊化しはじめて各國に對する最善なる國民共同體が明にされ得るのである。彼が、共同體の考察に於て、一般意志なるものを根本原理としたことは極めて適切である。而もこの一般意志なるもの、基礎には更に深く共同感情なるものがあるのであつて、この點に於ても彼が、理想社會を原始家族の合理的回復としての國民共同體として考へしことは特に重要である。この共同感情は、共同生活の長き歴史による共同體験にその根柢を有して居るのであるが、ルオソも「善良なる市民たり、忠實な臣民たるために必要缺ぐ可らざる社會的感情」を重んじ、更に、立法に適する人民は「既に、血縁、利益或は契約等によりて結合されてゐるが、まだ法律といふ眞の拘束を受けてゐない人民でなければならぬ。」と云ふている。かくて社會契約なるものを、この自然的な結合社會に於ける共同感情を合理化し客觀化するものとして考へることが出来るであらう。このことは我國民共同體の考察にとり特に重要である。

今日我々は更に進んで諸國民共同體より成る人類共同體なるものを考察しなければならぬが、この共同體も亦各國民共同體の國民共同體としての眞の利益を意圖する人類的一般意志を原理として考察し得るのである。

1)、3) III. VIII. p. 334

2) II. X. p. 288.

3) 拙稿『新國民主義と國民共同體』本誌一月號參照。